

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第4条 診療科に、科長及び副科長を置く。</p> <p>2 科長は、医学研究科又は医学部の教授をもつて充てる。ただし、必要がある場合には、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てることができる。</p> <p><u>3 科長は、診療科の業務をつかさどる。</u></p> <p>4 副科長は、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充てることができる。</p> <p>5 副科長は、<u>科長の職務を助ける。</u></p> <p>第5条 診療科に、外来医長及び病棟医長を置く。</p> <p>2 外来医長及び病棟医長は、医学研究科、医学部又は病院の准教授又は講師をもつて充てる。ただし、やむを得ない事情があるときは、病院の助教をもつて充てることができる。</p> <p><u>3 外来医長は外来患者の診療を、病棟医長は入院患者の診療をそれぞれ分掌する。</u></p>	<p>第4条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 (同 左)</p> <p><u>4 科長及び副科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の科長及び副科長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>5 <u>科長は診療科の業務をつかさどり、副科長は科長の職務を助ける。</u></p> <p>第5条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p><u>3 外来医長及び病棟医長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の外来医長及び病棟医長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 (同 左)</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は平成29年5月15日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行の際現に科長、副科長、外来医長又は病棟医長である者の任期は、改正後の第4条第4項及び第5条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。</p>